

(仮称) 個人情報保護法施行条例の規定内容について (案)

1 概要

従来、民間には個人情報保護法、地方公共団体等には各個人情報保護条例が適用されてきたが、令和5年4月から改正法に一本化されることから、現行条例の廃止と、改正法で委任された内容を定める個人情報保護法施行条例の制定が必要になる。

2 スケジュール

令和4年 6月 個人情報保護審査会：規定内容案について委員から意見を伺う
令和4年 7月 個人情報保護審査会：委員の意見を反映した修正案を報告
令和4年 8月 パブリックコメントの募集
令和4年 9月 個人情報保護審査会：パブリックコメントの結果報告，修正案を報告
令和4年10月 個人情報保護審査会：条例案を報告
令和4年11月 議会提出

3 規定内容 (案)

(1) 条例で定めることが法律上必要な事項

①本人開示等請求における手数料の額

法第89条第2項

地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

- ・現行では請求時は無料，開示物の交付を受ける場合に複写料を徴収（閲覧のみであれば無料）。
- ・国は請求時に300円徴収，複写料は無料。

案：無料を維持 請求手数料の徴収は、県民への新たな負担となるため。

②行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料の額

法第119条第3項及び第4項

3 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

- ・新設。行政機関等匿名加工情報とは、県が保有する個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工（記述の一部を削除・置き換えする等）し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。この利用に関する提案募集制度が導入される。提案募集し、事業者から提案があつて審査基準に適合する場合、県が個人情報を加工し、事業者と利用契約

を締結して契約手数料を納付させ、提供する。

- ・国は政令第 31 条で定める額。法第 119 条第 3 項（新規の提案による利用契約）の場合は 21,000 円＋作成に要する時間一時間あたり 3,950 円（作成を外部委託する場合はその委託金額）、同第 4 項（既に作成された行政機関等匿名加工情報への提案による利用契約）の場合は 12,600 円。

案：国と同額 新設の制度であり、国と同等とすることが適当。

（２）条例で定めることが法律上許容されている事項

①条例要配慮個人情報

法第 60 条第 5 項

この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

案：規定しない 他県においても、規定しなくても法に定める要配慮個人情報の範ちゅうにおいて保護されるので規定しない方針が多数。現行条例で被差別部落出身、生活保護の受給者、成年被後見人・被補佐人・被補助人であることにつき独自規定があるため引き続き規定する方針の県はあるが、本県は現行条例に独自規定なし。

②個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項

法第 75 条第 5 項

前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

- ・現行では条例第 6 条に基づき個人情報取扱事務登録簿を作成・公表しており、改正法では個人情報ファイル簿がこれに代わるが、「記載された個人情報の本人の数が 1,000 人未満」の場合は作成不要となる。法第 75 条第 5 項は、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を存続してもよいという規定だが、存続させる場合も個人情報ファイル簿は作成・公表しなければならない。

案：規定しない（廃止） 実態として登録簿は閲覧されておらず、開示請求の際には窓口や担当課が相談を受けて対象文書を特定するため、廃止しても県民の不利益にはならないと考える。

③開示等請求における不開示情報の範囲

法第 78 条

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場

合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一～七 (略)

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。

・情報公開条例の非開示範囲との整合を取ることができる規定。情報公開条例で公社・出資団体の役員の氏名を開示することとしている等、情報公開条例に合わせて開示する情報を規定する県あり。

案：規定しない 不開示事由の適用は全国で統一した方が、判断例の蓄積や法解釈の一元化の面でも望ましく、あえて規定すべきものではないと考える。

④開示請求等の手続

法第 107 条第 2 項

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあつては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

法第 108 条

この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

イ 開示・訂正決定等の期限

現行では、開示請求：請求書が提出された日から起算して **15 日以内** (初日算入)

訂正・利用停止請求：請求書が提出された日から起算して **30 日以内** (初日算入)

↓

改正法は、開示請求：請求があつた日から **30 日以内** (初日不算入) ※16 日長い

訂正・利用停止請求：請求があつた日から **30 日以内** (初日不算入) ※1 日長い

案：規定しない(短縮せず、法定の期限) 開示決定期限にかかわらず、可能な限り速やかに開示する方針に変わりはなく、期限を延長する場合も事務に必要な日数だけ延長して処理している。決定期限が延びることで開示が遅延するわけではないため、請求者の不利益にはならないと考える。

ロ 開示にかかる手続き

- ・現行では、条例第 24 条第 3 項（90 日以内に開示を受けなければならない）、第 24 条第 4 項（開示実施時の本人確認）がこれに当たる。

案：現行と同等の規定を設ける

⑤審議会等への諮問

法第 129 条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

- ・現行は個人情報の取得・利用・提供及びオンライン結合等の制限の例外規定として「審査会の意見を聴いた上で必要と認められるとき」があり、条例第 46 条第 1 項で諮問事項として規定しているが、改正法ではこのような個別事案の諮問規定を置くことは許容されない。

諮問事項として定めることができる例：

- ・施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- ・安全管理措置の具体的な基準を定めようとする場合
- ・個人情報の取扱いについて運用ルールの細則を定めようとする場合
- ・審査会が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述に関する規定を設けることは可能。

案：現行条例第 46 条第 2 項「個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について建議することができる」との規定を引き続き置くこととしたい。

(3) 条例で定めることが許容される事項

…単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

①地方公共団体の内部管理に関わる規定

- ・現行では、条例第 39 条（答申の尊重）、第 62 条（運用状況の公表）等がこれに当たる。

案：現行と同等の規定を設ける

②法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定

- ・現行では、条例第 4 条（事業者の責務）、第 5 条（県民の責務）がこれに当たる。

案：規定しない 法に一元化され、施行条例という位置付けになるため、責務規定を置くのはなじまないと考える。また、事業者の責務は、法第 4 章第 2 節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第 17 条～第 40 条）で担保される。

(参考) 条例で定めることが許容されない事項の例

- ・ 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定 (条例第 2 条, 第 16 条第 3 項)
- ・ 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得, 利用, 提供等を制限する規定 (条例第 7 条第 4 項)
- ・ 不要な保有個人情報の消去に係る規定 (条例第 12 条)
- ・ オンライン結合に特別の制限を設ける規定 (条例第 9 条)
- ・ 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定 (条例第 8 条第 1 項第 8 号)
- ・ 開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等, 法が規定する開示請求の方法を制限する規定
- ・ 本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認める規定
- ・ 開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・ 訂正請求を行う者に対し, 当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示させる旨を定める規定 (条例第 28 条第 2 項)